



## なぜ乳幼児はそまつな取り扱いを

### 受けるのか不審に思うー

園長 宇田津 円

いつも思っていた事が、今度の新型コロナウイルスの出現によつてますます思うに到りました。

県下の小・中・高校生が大事を取つて休校になるのに対して、こども園や保育園は0才〜6才までの一番無力な子どもたち。その子どもたちがこの緊急事態宣言の中に取り残され、一番危険な令和二年四月三十日(木)、五月一日(金)、五月二日(土)も保育する様に言われました。ピノキオこども園も同三日間も開園している状態にしていたのですが、他園が次々とこの期間の登園自粛の依頼をはじめ、子どもの安全を心配している事が分かり、当園も同じ方式を取る(就労証明書を出す)事にしましたところ、ある母親から「これはとれない」「この日に間に合わない」。自分は自宅だから無理だとか言つて宮崎市こども課に電話をされた様子。市こども課のKさんからその事についての母親の事情をこまごまと説明されました。

普通のインフルエンザなどと違って、罹つたら子どもの命をさつと奪つていく、このたびのコロナ。それを一番心配したのはそのかわい子どもの母親でもなく、市の子ども課でもなく、こども園保育園の保育教諭だと思つと非常に悲しかったです。母親はどこにいったのだらう。こども未来局保育幼稚園課という名前は捨てて「保護者課」という名前に改名してはどうかと提案したくなります。私の園も職員三十名の中に、幼児のいる職員は二名にすぎません。

他の職場でも大体はそのようなものでしょう。とすると、こういう危険な場合には、その人たちが優先的に休ませ、安全を保障してあげるのが乳幼児を預かるものの使命ではないのでしょうか。台風やどんな危険な時でも強風の中、布にくるんで登園してくる赤ちゃんをみると、行政に対して非常に腹立たしくなります。こういう時は一年に一回、多くて二回、保護する気持ちは皆だれひとり持つていません。思いつきもしないのではないのでしょうか。

もう少し、乳幼児やその保護者に対して「やさしい気持ち」は思いつかないのでしょうか。

児童憲章を読み、気付きを得ましょう。

## ◎児童憲章

(昭和二六・五・五)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、家庭で、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境があたえられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待、酷使、放任、その他不当な取扱からまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## こいのぼりをあげました!

四月二十二日に各クラスで作ったこいのぼりをあげました。ぜひご観賞ください。

## 五月の行事予定

五月二日(土)に予定されていた、おすもう大会、保護者説明会は中止になりました。

